

国土交通大臣が指定する公共工事の特例について（お知らせ）

この度の東日本大震災により被害に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

東日本大震災からの復旧・復興に関する工事の円滑な施工を確保するために、国土交通大臣が指定する公共工事の特例が以下のとおり措置されました。

これにより、国又は地方公共団体より東日本大震災からの復旧・復興に係る施設等の整備に関する補助金等を受けている法人等（株式会社、その他団体、個人事業主等）が発注する工事（業務委託を含む）においても、国土交通大臣が認めた場合には、保証の対象となります。

この度、「**中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業**」（次頁参照）が保証の対象として認められました。

○平成24年国土交通省告示第158号

東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣が指定する公共工事の特例

東日本大震災からの復旧若しくは復興に係る施設若しくは設備の整備に関する補助金又はこれに類するものの交付を国又は地方公共団体から受けている法人その他の団体又は個人の発注する工事及び測量であって、2以上の法人その他の団体又は個人が計画的に実施するものその他の公益性が高いものとして国土交通大臣が認めるものについての昭和39年建設省告示第1333号（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条の規定に基づき国土交通大臣の指定する公共工事）第6号の規定の適用については、同号中「法人（営利法人を除く。）」とあるのは、「法人その他の団体又は個人」とする。

詳しくは弊社営業部・各支店までお問い合わせください。

<http://www.ejcs.co.jp/network/>

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について

1. 事業の概要

・東日本大震災で事業用の施設などに被害を受けた複数の中小企業者等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について、中小企業庁が補助するもの。

2. 事業の内容

○対象者

複数の中小企業者等から構成されるグループ（中堅・大企業の参画も可）、事業協同組合等の組合、商店街

○要件

1) グループ等の機能の重要性（以下のいずれか）

- ・グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること（産業全体のサプライチェーンの重要な一翼を担う場合等）
- ・事業規模や雇用規模が大きく、地域経済・雇用への貢献度が高いこと（地域の中核的企業及びその周辺の関連企業が地域の経済・雇用を支える場合等）
- ・一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担うグループ（地域資源を活用する産業群であって川上から川下までの一連の流れを形成している場合等）
- ・地域コミュニティの維持に不可欠な商業機能を担うこと（商店街等）

2) 震災による被害の大きさ

- ・震災により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じていること 等

○補助対象

震災で被害を受けた施設・設備の復旧に要する経費。個々の構成員の施設・設備及びグループ等の共有施設・設備

○補助率

国 1／2以内、県 1／4以内

○補助スキーム

補助金を受けたいグループ等は、当該グループ等の復興事業計画を作成し、県に申請。

県は要件に該当する計画の認定を行い、国から県への交付決定を受けて、補助を行う。